

尼崎市子ども・子育て支援法に基づく特定教育・保育施設の運営の基準等を定める  
条例

平成26年10月7日

条例第36号

(この条例の趣旨)

第1条 この条例は、特定教育・保育施設の運営の基準その他子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、法における用語の意義による。

(特定教育・保育施設等の運営の基準)

第3条 法第34条第2項及び第46条第2項の条例で定める基準は、次項及び第3項に規定するもののほか、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準(平成26年内閣府令第39号。以下「府令」という。)に定める基準(当該基準の特例として定められている基準がある場合には、その基準を含む。)のとおりとする。この場合において、府令第13条第1項中「法第27条第3項第2号に掲げる額(特定教育・保育施設が特別利用保育を提供する場合にあっては法第28条第2項第2号に規定する市町村が定める額とし、特別利用教育を提供する場合にあっては法第28条第2項第3号に規定する市町村が定める額とする。)」とあるのは「法の規定で尼崎市長が規則で定めるものに規定する政令で定める額を限度として当該支給認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して尼崎市長が規則で定める額」と、府令第43条第1項中「法第29条第3項第2号に掲げる額(当該特定地域型保育事業者が特別利用地域型保育を提供する場合にあっては法第30条第2項第2号に規定する市町村が定める額とし、特定利用地域型保育を提供する場合にあっては法第30条第2項第3号に規定する市町村が定める額とする。)」とあるのは「法の規定で尼崎市長が規則で定めるものに規定する政令で定める額を限度として当該支給認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して尼崎市長が規則で定める額」と、府令附則第2条第1項中「第13条第1項中「(法第27条第3項第2号に掲げる額(特定教育・保育施設が」とあるのは「(当該特定教育・保育施設が」と、「定める額とする。)をいう。)」とあるのは「定める額をいう。)」と、同条第2項とあるのは「第13条第2項」と、府令附則第3条第1項中「第13条第1項中「法第27条第3項第2号に掲げる額」とあるのは「法附則第9条第1項第1号イに規定する市町村が定める額」と、「法第28条第2項第2号に規定する市町村が定める額」とあるのは「法附則第9条第1項第2号口(1)に規定する市町村が定める額」と、同条第2項とあるのは「第13条第2項」と、同条第2項中「第43条第1項中「法第30条第2項第2号に規定する市町村が定める額」とあるのは「法附則第9条第1項第3号イ(1)に規定する市町村が定める額」と、同条第2項とあるのは「第43条第2項」とする。

2 幼稚園及び幼保連携型認定こども園以外の認定こども園(以下「幼稚園等」という。)の設置者及び園長は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員及び尼崎市暴力団排除条例(平成25年尼崎市条例第13号)第2条第4号に規定する暴力団密接関係者(以下「暴力団員等」という。)であってはならない。

3 幼稚園等は、その運営について、暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団及び暴力団員等の支配を受けてはならない。

(罰則)

第4条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、100,000円以下の過料を科する。

- (1) 正当な理由なく、法第13条第1項の規定による命令に対して、報告若しくは物件の提出若しくは提示(以下「報告等」という。)をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示(以下「虚偽報告等」という。)をし、又は同項の規定による質問に対して、答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者
- (2) 正当な理由なく、法第14条第1項の規定による命令に対して、報告等をせず、若しくは虚偽報告等をし、同項の規定による質問に対して、答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者
- (3) 法第23条第2項若しくは第4項の規定により支給認定証の提出を求められ、又は法第24条第2項の規定により支給認定証の返還を求められて、これらに応じない者

付 則

この条例は、法の施行の日から施行する。